

令和4年度第3回広島市消費生活審議会の開催について（お知らせ）

1 広島市消費生活審議会の概要

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）の規定により、消費生活に関する重要な事項等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

2 開催日時

令和5年1月25日（水）14時00分から（1時間程度）

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室
（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

4 会議について

(1) 報告

第3次広島市消費生活基本計画素案に対する市民意見募集の結果について

(2) 議事

第3次広島市消費生活基本計画案について

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

(1) 傍聴者の定員

10名

(2) 受付

13時30分から13時55分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

(3) 傍聴者の遵守事項

会場で傍聴者の遵守事項を配布しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

6 お問い合わせ

広島市市民局消費生活センター

広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

電話（082）225-3329（直通）

FAX（082）221-6282

eメールアドレス shouhi@city.hiroshima.lg.jp